

となつてゐる。

以上がモデルの大まかな前提であるが、この前提から次のような二つの結論が導きだされる。

第一に、相手国が平和の誘いに乗つてくる可能性が低く、それゆゑ、自国がカモにされる可能性が高い場合、平和への移行を試みようとする可能性が最も高いのは、タカ派の政党が政権に就いてる場合である。なぜなら、自国がカモにされる可能性が高いにもかかわらず、平和への移行を試みられる場合、それがもともと平和主義的な看板を掲げているハト派の政党によつて行なわれると、そのハト派の政党が平和ボケした穏健派によつて支配されていることが明らかになるのに対し、その平和への移行が、もともと好戦的な看板を掲げているタカ派の政党によつて試みられると、そのタカ派の政党がバランス感覚に優れた中道派によつて支配されていることが明らかとなるからである。有権者は中道派の選択をもつので、結局、平和への移行を試みる穏健派

のハト派政党は選挙に負けてしまつたが、反対に、中道派のタカ派政党は平和への移行を試みることで選挙に勝つことができるのである。

第二に、長期的に継続する平和を最も生み出しやすいのは、平和への移行がタカ派の政党によつて開始された場合である。まず、自国がカモにされる可能性が高いにもかかわらず平和への移行を試みるハト派の政党は、平和ボケした穏健派によつて支配されている、ということは上述したが、このとき、相手国はこの平和ボケした穏健派に支配されているハト派政党をカモにしようとするため、平和は長期的には継続しない。一方、このような相手国への信頼が低い状況で平和への移行を試みるタカ派の政党は、バランス感覚に優れた中道派によつて支配されているので、相手国は、同政党を協調の良きパートナーとみなすようになり、結果的に協調は長期的に継続するのである。

以上が本論文の要旨であるが、議論の展開において、政党間競争や有権者とい

った民主主義的な要素が重要な位置を占めていることがわかる。これは、国際紛争において民主主義がどのような役割を果たすのか、というシュルツが今まで追求してきた大きな問題関心の一つの現われと言えるであらう。もちろん、ハト派よりもタカ派のほうが平和に貢献しやすいという議論は、今までにもなされてきたが、それを国際政治と国内政治のリンクージという観点から捉え直し、議論の精密化を図ろうとした点に本論文の意義がある。

ただ、モデルの現実的妥当性を歴史的事実と照らし合わせてテストする段階では、荒い作業が行なわれていると言わざるをえない。モデルは、利得や信念といったさまざまなパラメーターの値に応じた複数の均衡解を予想するが、実証の段階で各パラメーターをどう測定するのかについての理論が欠けているため、どうしても恣意性を免れないのである。いくら精密なモデルを作り出しても、それを十分に使いこなすためのマニュアルがな

ければ、宝の持ち腐れとなつてしまつてあろう。(広瀬健太郎)

パブリック・ディプロマシー論

—イギリスとカナダの比較

Riannon Vickers, *The New Public Diplomacy: Britain and Canada Compared*, *British Journal of Politics and International Relations*, Vol. 6, No. 2, 2004, pp. 182-194.

フランソワ・トリュフォーの傑作「突然炎のごとく」(一九六二年)に、外交官を志望する一人の主人公が登場する。時は戦間期、外交官になりたい旨相談すると、大学教授は彼が貴族の出かどうかを訪ねる。そうでないと答えた彼に対して、教授はそれならやめたほうがよい、とジャーナリストになることを勧め、彼もその道を選ぶ。

こうした「会議は踊る」的な外交イメージは、何度となく批判的となつてきた。ここ数年流行のパブリック・ディプロ

マシー(PD)論もまた、伝統的な外交へのアンチテーゼとして、提示されている。ソフト・パワーを援用する議論と同様、PDに関する議論は、書き手の政策的・政治的な意図が露骨に反映するものが少なくない。ある新味のある用語が登場すると、それに飛びついて国際関係を語る人が同時多発的かつ爆発的に増大する、ということもまた、グローバリゼーションの効果なのであり、PD論もその例外ではない。

シエフィールド大学のヴィッカーズによる本論文は、外交様態の歴史と現在の変容を踏まえつつ、カナダとイギリスにおけるPDを比較している。両国ともPDの先進国とみなされることが多く、PDを学問的に考えるうえで傾聴に値する内容である。なお、(public)という言葉は、形容詞にせよ名詞にせよ、ここでの意味合いを一義的にとらえる日本語の訳語が見つけない。これは(nation)などの語と同様、日本語に瑕疵があるのでなく、英語のほうに曖昧で多義的な意

味合いが混在している故である。以下では形容詞の場合はカタカナで、名詞の場合は「公衆」と暫定的に表記する。

近年、外交の受け手としてではなく、主体として公衆が参加するようになってきた変化に対応するために、従来の外交関係者が、外交の再発明(reinvention)が必要である、という認識を抱くようになった。その背景には、(1)外交が一部の階級のみによる、先天的な技量を必要とするものではなく、誰にも利用可能な後天的な技量によつて可能な行為であると理解されるようになったこと、(2)外交使節団を派遣する、といった莫大な予算を削減したいと望むようになってきたこと、(3)外交や対外政策に影響を与えるさまざまな外生的要因が生じたこと、がその背景となつている。

その外生的要因とは、①グローバリゼーション、②情報革命、③メディアの地球規模化、④四時間化、⑤トランスナショナルな主体の情報共有や公開能力の拡大、⑥民主国家の批判的な市民の活動

の拡大、⑥環境問題など地球規模の複雑でトランスナショナルな課題の登場、⑦冷戦の終焉と「人間の安全保障」に代表される、外交担当者以外を多数巻き込んだ交渉が必要な事象の増大、などである。こうしたことから、好むと好まざるにかかわらず、外交担当者以外の多数の主体が複雑に外交や対外政策に関与せざるをえなくなっていることへの対処として、PD論が登場する。

政府の側からみれば、こうした文脈のなかで、国家が相手に強制するのではなく魅了することによって、自国の価値を輸出し、自国の評判を高めるために、外交の分野で市民が大きな役割を果たす、という認識が高まることになる。シアートルでのデモや地雷禁止国際キャンペーン(ICBL)運動が示すように、トランスナショナルな活動が国家中心的な外交に大きな影響を及ぼすようになったことは、PD論をさらに後押しした。

次にウィットカースは、カナダとイギリスを比較する。カナダの場合、DEFA

しする様子はないため、今後は不透明である。

イギリスのPDはどちらかというところとして国家中心のであり、また自国民の関与や関心もそれほど高くない。翻ってカナダのPDはより包括的であるが、これは市民の政治・行政への関与の強い伝統があることが理由となっている、というのがウィットカースの結論である。

このようなPDの国際比較論は、もちろん日本のPDをどう発展させていくか、という方向性で読み込むことも可能であるし、必要であろう。ただし同時に、同じ「市民」といっても国際的な関与や関心の伝統の厚みや特徴の違いでPDへの関与の仕方が分かれる、ということも興味深い知見である。さらに、PDが、論理的にはナショナルな価値の向上に必ずしも結びつかないトランスナショナルな活動を、黙示的であれ明示的であれナショナルなものに回収していきこうという契機を孕んでおり、その緊張関係を観察

IT(外務貿易省)の内部に作られた対外政策開発センター(Canadian Centre for Foreign Policy Development)が中心になって、「市民社会と共に活動する」スタイルのカナダ外交の再編成をめざしていった。こうした動きを促したのは、当時の外相ロイド・アックスワージーのイニシアチブでもあり、その背景には、非政府組織(NGO)と強固な連携を図ることによって、ミドル・パワーでありながらも多国間交渉で影響力を発揮する、という新たな2レベル・ゲームの実現をめざす、という意図があった。カナダがNGOや市民社会と緊密に協力した外交を行なう、という伝統の「発明」がなされた背景にはそうした狙いがある。しかし、カナダの人々が思っているほど他国の人々はカナダを重視していない、というイメージギャップはそう埋まっていないうし、カナダ外交が本場に強化されただかどうかも議論の余地がある。

そのイメージの問題により焦点を置いたのが、イギリスのPDであった。海外することも学問的な検討に値することのようと思われる。(芝崎厚士)

条約当事者の事後の慣行による条約の修正

Robert Kolb, La modification d'un traité par la pratique subséquente des parties: Note sur l'affaire relative au régime fiscal des pensions versées aux fonctionnaires retraités de l'UNESCO résident en France; sentence du 14 janvier 2003, (*Revue suisse de droit international et de droit européen*, tome 14, 2004/1, pp. 9-32.)

一九五四年七月二日にユネスコ(国連教育科学文化機関)とフランスとの間で締結された本部協定第二二条b項によれば、同機構の職員規程によって規律される職員は、当該機構によって支払われる俸給および給与に関するあらゆる直接税から免除される旨の規定がある。ユネスコは、本条項はフランスに居住する同機

におけるイギリスやイギリス外交のイメージがあまりに旧態依然としていることから、外務連邦省は若い世代に最先端のイギリスのイメージを移植し、イギリスの再ブランド化(branding)を試みるようになる。労働党政権はこの取り組みのためにさまざまな報告書、CD-ROM、パンフレットなどを作成した。当時の外相クックもPDに非常に力を入れ、また市民社会との連携も視野に入れた発言を行なっていた。

一方、国際開発省(DFID)はさらにカナダに近い市民社会との連携を模索した。その中心となったのは一九九九年から二〇〇一年の間、副大臣であったピーター・ハインであった。彼の演説やパンフレットでは、国益以外の環境問題などの新たなグローバル規範(new global imperatives)へ対応することが外交課題であるべきである、という明確な主張がなされた。ただしクック退任後のストロ―外相はPDにあまり積極的でなく、エネルギー相転出後のハインもPDを後押

構の退職職員が受け取るべき年金に対しても適用があると主張したのに対し、フランスは、本条項は現役職員にしか適用されず、退職職員の居住国たるフランスには課税控除を宥恕すべき義務はないと主張したことから、両者の間で紛争が生じた。本件紛争を審理した仲裁裁判所は、二〇〇三年一月一四日に、右の争点をめぐる本部協定第二二条b項の解釈につき、同条項は退職職員に対しては適用がなすこと、したがってフランスは、退職職員の年金に対して課税する自由を有する旨の判断を下した。

本論文は、ユネスコ対フランスの右の事件において、仲裁裁判所が展開した条約解釈につき、これを当事者の事後の慣行による条約の修正という観点から批判的に考察したものである。著者のロベール・コルブ(スイス、ニューシャテル大学教授)は、国際法の基礎理論の分野を中心に近年おびただしい数の論考を次々と世に問うており、その目覚ましい活動が注目される気鋭の学者である。